

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第二百十九号）第十九条及び車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定によつて、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、車両制限令第十条第一項の規定によつて、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十六年三月二十日

広島高速道路公社理事長 高 井 巖

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	指定する道路の区間
広島高速三号線 (広島市道広島南道路)	広島市中区光南四丁目八九一番六四地先から 広島市西区観音新町四丁目一八七六番一地先まで

二 指定する期日

平成二十六年三月二十三日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

料金所等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・二メートル以上（又は横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。